資料 1

# きぼう利用推進有識者委員会の運営について(改訂案)

平成28年2月26日 きぼう利用推進有識者委員会

きぼう利用推進有識者委員会(以下「委員会」という。)の運営に関しては、以下のとおりとする。

## 1. 議事

- (1)委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員・臨時委員の半数以上の出席 をもって成立とする。
- (2)委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員・臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによるものとする。

#### 2. 議事のカテゴリ

審議事項とは、委員会として何らかの決定を必要とする事項とする。 討議事項とは、委員会として意見集約を必要とする事項とする。 報告事項とは、事務局等より委員会に説明を必要とする事項とする。

### 3. 議事録の作成

事務局は委員会終了後議事録案を作成し、メール等により出席委員に諮<u>り原</u><u>則として速やかに公開する。った上で、次回委員会において承認を得ることと</u> する。議事概要は後日原則として公開するものとし、</u>公開する場合には無記名 とする。

#### 4. 電子メール等による審議等

緊急に構成員のコメント等を求める必要があるものの、委員会を開催することが日程的に困難な場合には、委員長の了解を得た上で、電子メールまたは郵便等の手段により、委員にコメント等を求めることができる。その取りまとめ結果等については、次回の委員会において報告を行うこととする。

### 5. 関係者の出席等

### (1) JAXA 役職員は必要に応じ、本委員会を傍聴できるものとする。

(2)以下に所属する関係者は<mark>委員長判断のもと<del>必要に応じて</del>傍聴できるものとする。</mark>

- JAXA
- 文部科学省
- 委員会の事務局を支援する団体

以上